



其問ハ之ヲ答フル前ニ篤ト勤考スヘキ所ナリ敬白
 一ニノ疑ヲ生シタレハ追テ之ヲ貴君ニ問ハントス蓋シ
 余等貴君ノ経済法ノ説ヲ熟考シタルヨリ其法ニツキ
 庶ニ公ケニ為ス可キ時到ラスト思料ス
 リタル経済法ノ事ニ付頗リニ勉強シタレモ未タ之ヲ衆
 余等貴翰ヲ落手セリ余等兼テ貴君ヨリ余等ニ言送

トレニ在ル
セパイヤール氏貴下



大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

114
A1125



千八百七十二年第二月十五日「ゼ子ーヴ」ニテ

バロニ兄弟

原書写人

ゼパイヤール

呈

「ナント」府ニ在ル

ゼパイヤール氏貴下

余弟十月三日ノ貴翰ト貴君ノ經濟法ニ付テノ回章

ニ通トヲ落手セリ

余等貴君ノ經濟法ノ事ニ付瑞西ニ在ル我朋友及ヒ

取引人等ノ意中ヲ探リタルニ其論ニ左祖スル者稍々

アリト雖モ之ヲ実地ニ施サントスルニハ其バンクヲ取立ル

為メ財本ヲ出合バスル者ノ得ヘキ利分ノ事ニ付更ニ

大正官
説明ナル論説ヲ得ルコトヲ必要トス概シテ之ヲ謂ハ、
余等此「バンク」ノ取立方ト貴君ニ助カスル其取立人
ノ職務並ニ利分トヲ委シク知ラント欲ス

其説明ナル論説ヲ得タル後貴君ノ目論ヲ篤ト熟考
シタル上ニテ貴君ニ助カラ為シ且瑞西中ノ最大家ノ
「バンク」ノ助カラ得ルニ周旋スヘシ謹待貴答敬白

千八百七十一年十一月十日「ゼネーブル」
「バロン」兄弟

原書写人

ゼパイヤール

奉呈

日本皇帝陛下

余歐羅巴「バンク」ト称スル我新工風経済法ノ畧説
ノ書面ト當時瑞西ニテ其新法「バンク」ヲ取立ル「バンク」
主教名ノ頭タル同國「ゼネーブル」府ノ住人「バロン」氏兄弟ノ
書翰ニ通トラ別紙トシテ謹テ陛下ニ呈ス蓋シ其書翰
ニ通ラ呈スル所以ハ我新工風経済法ヲ实地ニ行フノ
近キニアルヲ證センカ蓋シマナリ

若シ陛下此新法「バンク」以テ日本國ノ特權アル「バンク」
不為ス「バンク」ヲ欲セサレハ「バンク」主數名ヲシテ此「バンク」ヲ取
立テシムル「バンク」ヲ允許シ以テ全國ノ大益ヲ為サシム可シ
既ニ此「バンク」瑞西ニ於テ之ヲ取立テ益ヲ為シタレハ亦他
國ニ於テモ之ニ均シク益ヲ為スヘシ然ラハ即チ瑞西ニ
於ケル如ク日本ニ於テモ此最良ノ經濟法ヲ行フ為メ
其新法「バンク」ヲ設ク可キナリ

余此書翰ニハ唯々此新ナル經濟法ノアル事ノミヲ陛
下ニ告ケ「バンク」取立方委細ノ事ニ付テハ陛下ノ問ニ答
ヘテ之ヲ申出サントス

余此書翰ニ付キ貴答ヲ得ハ幸之レヨリ甚シキコトナケン
頓首百拜

千八百七十二年第三月廿一日佛國「ナント」ニ於テ
ゼ、パイヤール 手署

太
政
官